

一般社団法人
三重県獵友会
会報

獵友会

第46号

令和5年11月1日発行



発行



一般社団法人
三重県獵友会

〒514-0003 津市桜橋1丁目104 三重県林業会館内
TEL 059-228-0923 FAX 059-228-0988
ホームページ(<http://www.za.ztv.ne.jp/up36uvks/index.html>)

獵友 第46号

目 次

会長挨拶	1
三重県農林水産部獣害対策課長ご挨拶	2
三重県警察本部生活安全部生活安全企画課長ご挨拶	3
第60回通常総会開催・三重県獵友会役員名簿	4
令和4年度決算	5
狩猟事故の絶無を目指して 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課	6
第53回三重県獵友会安全狩猟射撃大会	8
初心者狩猟免許取得予備講習会	9
獵銃等講習会予定表(初心者・経験者)	10
銃の更新手続き・技能講習と狩猟前練習	11
咬傷事故連続発生	12
三重県における事故発生状況一覧・狩猟事故共済事業について	13
事故発生概況報告書	14
狩猟者の守るべき要注意事項	15
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による罰則一覧	16
捕獲制限等の緩和状況	17
狩猟捕獲数と有害捕獲数	18
メスジカの一斉捕獲	19
狩猟指導員名簿・会員数の推移	20
キジの放鳥・実のなる木植栽運動	21
散弾銃の空薬莢の処分方法	22
無線機はルールを守って正しく使いましょう	23
マダニ媒介性感染症に注意しましょう	24
三重県獵友会支部一覧表・構成員数内訳表	25





一般社団法人 三重県獵友会
会長 中垣 和穂



「獵友」46号の発行と、令和5年度の獵期を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

公安委員会や県・市町のご指導、そして、会員皆様方のご支援ご協力を頂きながら、会長を務めさせて頂いておりますこと、深く感謝申し上げます。今年もどうぞよろしくお願ひ致します。

さて、去る5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類2類から5類に移行されました。社会生活のさまざまな規制が緩和され、以前の平常が戻りつつあります。感染への不安や行動の窮屈さから解放されて今年の獵期が始まりますことは、誠に喜ばしいことです。とは言え、感染者数は決して減少していないとの報道もよく耳にします。会員の皆様方におかれましては、今まで以上に健康に留意し、狩猟者としての高い安全意識を保って活動して頂くことをお願い致します。

昨シーズンは、県内において獵犬による咬傷事故が2件発生しました。いずれも一般住民が重傷を負う重大事故です。獵具全般の適正管理はもとより、獵犬の管理につきましてはより一層のご配慮をお願い致します。

本年度の主な行事として、4月にはホスト県として近畿連合獵友会定時総会を鳥羽市にて開催しました。5月には三重県獵友会射撃大会を上野射撃場で開催しました。上位入賞者は11月に同じく上野射撃場で開催する近畿大会にコマを進めます。6月には三重県獵友会通常総会を開催しました。また、大日本獵友会定時総会が東京で開催されました。9月には全国獵友会会长会議が石川県で開催されました。

また、三重県獵友会のホームページをリニューアルしました。ぜひご覧下さい。

最後に、皆様方のご健康とご多幸をお祈りし、今獵期、無事故無違反で終えることを祈念して、ご挨拶とさせて頂きます。



ご挨拶

三重県農林水産部 獣害対策課長
三浪 正人



「獣友第46号」の発刊にあたり、会員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

獣友会の皆様におかれましては、平素から適正な狩猟及び被害防止の捕獲(有害鳥獣捕獲)の推進をはじめとして、狩猟免許試験や更新講習、出猟報告など、県の狩猟行政や獣害対策に格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本県におきましては、令和元年6月に、いなべ市の野生イノシシから豚熱ウイルスが確認され、それ以降、野生イノシシ間で感染が拡大したことから、捕獲の強化に取組んで参りました。その結果、令和4年度の野生イノシシの捕獲数は7,215頭となり、最も捕獲数の多かった令和元年の約43.7%であることから、生息数は大きく減少しているものと推測されます。しかしながら、依然として県内各地において陽性のイノシシが確認されており、継続的な対策が必要とされています。本年度も引き続き、感染拡大を防ぐため、捕獲圧の強化と経口ワクチンの散布を実施しますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県におきましては、今年度も第13次鳥獣保護管理事業計画及びニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲を計画しております。引き続き計画的な鳥獣保護管理行政の推進と、農林水産業被害の軽減に努めてまいりますので、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、獣友会のますますのご発展と皆様のご健勝を祈念してご挨拶とさせていただきます。

事故・事件のない 狩猟期間を

三重県警察本部生活安全部生活安全企画課長

中村 義弘



菊花の候、三重県獵友会の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も狩猟シーズンを迎えるに当たり、最近の猟銃等を取り巻く情勢等について申し上げます。

先ず、猟銃等による人身事故の発生状況についてです。皆さんの努力により、県内では令和2年以降発生はありませんが、全国では、昨年中14件発生し、3名の方が亡くなるなど、事故の根絶には至っておりません。

事故を分析しますと、「暴発による自損事故」が多く発生しています。同種事故を防止するためには、「発射の必要がなくなったら必ず脱包する」といった基本を守っていただくことが重要です。また、事故は、経験年数30年以上のベテランハンターによるものが半数以上を占めていることから、猟期前のこの時期に初心に返り、狩猟前練習などの射撃技能維持向上に努めていただこうとお願いします。

次に、猟銃等を使用した犯罪の発生状況についてです。今年5月、他県において、事件対応に当たった警察官2名を含む4名が、犯人の所持する猟銃で撃たれる等して死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような猟銃に係る事件は社会的反響が大きく、その特性・危険性から県民に著しい不安感を与えることになります。

警察としましては、こういった事件を防止するために、周辺調査を始め、各種調査を実施し、不適格者の排除に努めているところです。皆様方におかれましても、もし周囲の猟銃等所持者の中に不安に思われる方がございましたら、銃砲刀剣類所持等取締法に規定されている「申出制度」による情報提供をいただきますようお願いします。必要に応じて、適切な措置を行います。

最後に、本年度の狩猟期間を無事故、無違反で過ごされ、皆様方にとって有意義なものとなりますよう祈念し、御挨拶とさせていただきます。

一般社団法人
三重県獣友会

第
60回

通常総会 開催



令和5年6月27日(火)メッセウイング・みえにおいて、新型コロナウイルス感染症の規制緩和の方針を受け、従来通り第60回通常総会を開催しました。

三重県獣友会中垣会長の挨拶後、大日本獣友会長表彰の功労者4名を報告いたしました。

その後、来賓の三重県農林水産部獣害対策課長 三浪正人様、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課長 中村義弘様から祝辞をいただき、議事に入りました。議長には、名張支部の坂本照夫氏が選任され、議事の審議に入り第1号議案「令和4年度事業報告及び収支決算報告」、第2号議案「令和5年度事業計画及び収支予算」について原案のとおり満場一致で承認されました。

大日本獣友会長
表 彰
(4名)

功労者表彰を受けられた方々



中垣和穂 (伊賀支部)
伊藤 覚 (松阪支部)
柴田 武 (桑名支部)
故 小寺世志人 (いなべ支部) 生前のご功績を偲び、心から ご冥福をお祈りいたします。

令和5年度 三重県獣友会 役員名簿

役職名	支 部	氏 名	委 員 会
顧 問		山 本 教 和	
相談役	伊 賀	内 田 克 宏	
会 長	伊 賀	中 垣 和 穂	
理 事	度 会	高 橋 黙	
	大 紀	堀 江 正 夫	
	桑 名	伊 藤 善 行	
	亀 山	山 尾 章	
	津	黒 川 喜 信	
	伊 势	梅 田 成 壽	

總務委員会

役職名	支 部	氏 名	委 員 会
理 事	志 摩	松 本 栄 治	自然環境 対策委員会
	紀 南	仲 森 基 之	
	大 台	久 保 忠 己	
	南伊勢	松 岡 繁	
	名 張	垣 本 佳 之	
	鈴 鹿	北 川 治 生	
	菰 野	棚瀬 賢一郎	
	四 日 市	正 岡 茂	
監 事	松 阪	伊 藤 覚	事故防 止会
	鳥 羽	岡 村 信 彦	
監 事	多 氣	浦 林 敏 生	
	紀 北	岡 本 清	
	尾 鶯	森 徹 也	

令和4年度 決 算

正味財産増減計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	4年度	摘 要
I一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
①特定資産運用益	2,729	預金利息
②受取会費	16,345,300	大日本会費・県獵会費
③事業収益	80,589,557	登録事務委託事業・認定事業・初心者講習会費
④受取補助金等	4,506,000	大日本助成金・三重県補助金
⑤雑収益	866,724	広告料・事務手数料
経常収益計	102,310,310	
(2) 経常費用		
①事業費	83,095,852	登録事務委託事業・認定事業・初心者講習会費
②管理費	14,091,415	会議費・事務費・共通管理費
経常費用計	97,187,267	
当期経常増減額	5,123,043	
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計	0	
(2) 経常外費用		
経常外費用計	0	
当期経常外増減額	0	
税引前一般正味財産増減額	5,123,043	
当期一般正味財産増減額	5,123,043	
一般正味財産期首残高	87,167,861	
一般正味財産期末残高	92,290,904	
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	
一般正味財産期首残高	0	
一般正味財産期末残高	0	
III 正味財産期末残高	92,290,904	

貸借対照表 (令和5年3月31日現在) (単位:円)

科 目	4年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
流動資産合計	116,884,042
2. 固定資産	
(1) 特定資産合計	28,441,451
(2) その他固定資産合計	6,528,793
資産合計	151,854,286
II 負債の部	
1. 流動負債	
流動負債合計	53,605,882
2. 固定負債	
固定負債合計	5,957,500
負債合計	59,563,382
III 正味財産の部	
1. 一般正味財産	92,290,904
正味財産合計	92,290,904
負債及び正味財産合計	151,854,286

狩猟事故の絶無を目指して

■三重県警察本部生活安全部生活安全企画課■

1. はじめに

今年もいよいよ狩猟シーズンを迎来了。諸準備に多忙な毎日をお過ごしのことと存じますが、狩猟期間内に初めて猟銃を使用して狩猟をする前に、指定射撃場において、狩猟に用いる猟銃ごとに射撃の練習、いわゆる「狩猟前練習」を行い、正しい銃の取扱いと射撃技能の向上に努めていただき、「自信とゆとり」を持った安全な狩猟を行ってください。

また、ここで紹介する過去の事故事例を教訓とし、猟銃等の取扱いの基本を再確認して事故の絶無を目指してください。

2. 令和4年度における猟銃等事故の概要(全国)

事故の発生状況の概要は、次のとおりとなっています。

(1) 発生状況(別表1)

昨年中の猟銃等事故の発生件数は14件(前年比+8件)、死者3名(前年度比+2名)、重傷者8名(前年比+4件)、軽傷者3名(前年比+2名)でした。

(2) 態様別状況(別表2)

猟銃等事故14件のうち

◎自損事故……6件 ◎他損事故……8件

でした。他損事故の被害者は、共猟者が5名、その他が3名でした。

(3) 発生原因別状況(別表3)

猟銃等事故の発生原因は

◎暴発……10件 ◎矢先の安全不確認……3件 ◎獲物と間違ひ誤射……1件

でした。

(4) 獣猟経験年数別状況(別表4)

猟銃等による事故は別表4のとおりで、経験豊かな30年以上のベテランハンターの事故が目立ちます(全体の57%)。

銃の取扱いについては経験や慣れにとらわれること無く、基本遵守を心掛けてください。

3. 事故防止方策

令和4年中に発生した事故事例について、主な発生原因ごとの防止方策は、次のようなことが考えられます。

(1) 暴発による事故

昨年中は暴発が最も多く発生しており、その多くが発射の必要が無くなった後も実包を装填したままにしており、その結果事故が発生しています。

暴発事故を防止するためには、「発射の必要がある時まで実包を装填しない」「必要がなくなら必ず脱包する」という基本を厳守してください。

(2) 矢先の安全不確認等による事故

周囲の安全確認をせずに発射し、共猟者に弾が命中する事故が発生しています。

あらかじめ狩猟する場所とその周囲の状況や立地条件、他の狩猟者や一般の方の存在を確実に把握するとともに、周囲の状況に気を配り「安全確認後の発射」が最も大切です。また、水平射撃は厳に慎み、ライフル弾やスラッグ弾等の単弾は最大到達距離が長いことを十分認識し、バックストップ等を利用して弾丸が必要以上に遠方まで飛ばないようにしてください。

(3) 獲物と間違ひ誤射による事故

人を獲物と誤認して弾を発射した事故が発生しています。

「狩猟地に人はいない」という先入観を持つことなく、「もしかしたら人かもしれない」という考えを常に持ち、目視で確実に獲物と判別してから射撃を行うよう心掛けてください。

4. おわりに

令和4年中の全国における猟銃等事故発生状況は、以上のとおりですが、猟銃等所持者として原点に立ち返り、猟銃等の取扱いの基本を遵守し、事故防止に万全を期してください。

別表1 猟銃等事故(自殺を除く)の発生状況

区分	年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	増減 前年対比
発生件数		8	16	12	6	14	+8
死傷者		8	16	12	6	14	+8
死者		2	1	2	1	3	+2
重傷者		2	8	4	4	8	+4
軽傷者		4	7	6	1	3	+2

注 全治1ヶ月以上を重傷者とした。

別表3 猟銃等事故の発生原因別状況

区分	年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	増減 前年対比
総数(件)		8	16	12	6	14	+8
暴発		2	11	8	2	10	+8
矢先の安全不確認		3	3	4	3	3	±0
獲物と間違ひ誤射		2	1	0	1	1	±0
その他		1	1	0	0	0	±0

注 「その他」には「跳弾」を含む。

別表2 猟銃等事故の態様別状況

区分	年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	増減 前年対比
総数		8(2)	16(1)	12(2)	6(1)	14(3)	+8(+2)
自損事故		2	8	6(2)	2	6(2)	+4(+2)
他損事故		6(2)	8(1)	6	4(1)	8(1)	+4(±0)
共猟者		1	3(1)	2	2(1)	5(1)	+3(±0)
同行者		0	2	0	0	0	±0
その他		5(2)	3	4	2	3	+1

注 ()内は、死者数を内数で示した。自損と他損が重なった場合の件数は、他損で計上している。

別表4 猟銃等事故の狩猟経験年数状況

区分	年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	増減 前年対比
総数		8(2)	16(1)	12(1)	6(1)	14(3)	+8(+2)
5年未満		3(1)	5(1)	2	0	3	+3
5年~10年未満		0	1	0	1	2	+1
10年~20年未満		1(1)	1	2	1	0	-1
20年~30年未満		0	0	1	1	0	-1
30年以上		3	9	7(2)	3(1)	8(3)	+5(+2)

注 ()内は、死者数を内数で示した。平成30年及び令和4年の総件数の内1件については、加害者が不詳の為件数から除外した。

技能講習は、以下の射撃場で受講できます

散弾銃

三重県上野射撃場
和歌山県田辺射撃場

技能講習の申込みには、

①予約 ②技能講習受講申込書の提出

が必要です。住所地を管轄する警察署の生活安全課にお問い合わせ下さい。

直接射撃場に連絡をしても、申込みはできません。

散弾銃以外の猟銃

ライフル銃大口径、ライフル銃小口径、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃

愛知県総合射撃場
大阪総合射撃場

狩猟期前には射撃練習をしましよう。

猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。特に狩猟の用途に供するため猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間内に初めて猟銃を使用して狩猟する前に、指定射撃場において、狩猟において用いる各猟銃による射撃練習を行なうよう努めなければなりません(銃刀法第10条2)。発生した狩猟事故についてその原因を検討してみると、猟期ごとに1~2度狩猟に出かけるだけで「猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上」を図るために「平素の射撃訓練」の不足を指摘することができます。

令和5年度
第53回
三重県
獵友会

安全狩猟射撃大会

開催



第53回三重県獵友会安全狩猟射撃大会が令和5年5月14日(日)に伊賀市蓮池の上野射撃場にて開催されました。

大会当日は、朝早くからたくさんの方々にお集まりいただきました。

午前8時半から開会式が行われ、中垣会長の挨拶に引き続き、来賓の三重県農林水産部獣害対策課長 三浪正人様よりご祝辞をいただきました。次に菰野支部の川端洋次氏による選手宣誓が行われ、その後、棚瀬審判から競技に係る注意事項の説明があり、総勢41名の選手が競技に入りました。

この大会の趣旨は、『狩猟における猟銃使用に起因する事故・違反防止の徹底を図るために、猟銃の安全な操作技術・安全な保管管理の徹底並びに取り扱いのマナーを向上させる』ことにあります。審判員等、多くの方々にご協力いただき、本年度も無事故で午後4時頃、全日程を終了しました。

令和6年度の大会開催日につきましては決定次第お知らせしますので、未だご参加いただいたことのない会員様も奮ってご参加ください。

表彰者

優勝

<三重県獵友会長賞>

丸山 拓也 (玉城支部)

準優勝 <三重県獵友会長賞>

棚瀬 賢一郎 (菰野支部)

3位 <三重県獵友会長賞>

奥 健太郎 (桑名支部)

令和5年11月12日(日)	Aクラス…	丸山 拓也(玉城支部)
に第13回安全狩猟近畿連合獵友会研修射撃会が上野射撃場にて開催されます。三重県獵友会安全狩猟射撃大会で上位の成績を収めた方が出場します。	奥 健太郎(桑名支部)	立井 久行(伊勢支部)
	Bクラス…	岡崎 正明(紀南支部)
	Cクラス…	庄野 直輝(桑名支部)
	レディースクラス…	滝本 義久(大台支部)
		丸山 愛己(玉城支部)

狩猟期前には、必ず射撃練習をしましょう!

月	火	水	木	金	土	日
獵期期間中・期間外問わず	○	○	○	○	×	○ ○

*休業日が祝日の場合は営業します。

*年末年始の日程は、直接お問い合わせください。

射撃場に行かれる際は、前もって予約又は空き状況を確認してからお出掛けください。

営業日→○、休業日→×

上野射撃場 〒518-0813 伊賀市蓮池987
TEL 0595-36-9191



本会主催の令和4年度初心者狩猟免許取得予備講習会が、6月10日(土)・7月8日(土)にメッセウイング・みえで開催されました。

本年度は、初心者197名、一部免除者17名、併せて214名の方々に受講していただき、第1種銃猟免許受講者は96名でした。

講習内容は、鳥獣保護に関する法令、狩猟鳥獣の判別、猟具の取扱いの知識と模範演技及び実技(網猟・罠猟=猟具の判別・架設、第1種銃猟・第2種銃猟=銃器の点検・分解と結合・装填・射撃姿勢・脱包・団体行動の場合の銃器の保持方法・銃器の受け渡し・休憩時の銃器の取り扱い・距離の目測)を行いました。

なお、狩猟免許試験が3回実施され合格者の多くは当講習会の受講者であり、講師による指導はもちろん、熱心に受講された成果が発揮されました。

令和6年度 初心者狩猟免許取得予備講習会開催予定

	月 日	場 所
第1回	令和6年6月8日(土)	メッセ・ウイングみえ (津市北河路町19-1)
第2回	令和6年7月21日(日)	

募集開始は
令和6年4月頃を
予定しております。

講師会名簿

三重県獣友会では講師会を設けております。狩猟免許取得予備講習会・狩猟免許更新講習会・狩猟免許試験・銃刀法初心者講習会・銃刀法経験者講習会・射撃指導等、各地域において、会員のみなさまに、講習会場で講師を担当させていただいておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

氏 名	支 部
山中 肇	鈴鹿
棚瀬賢一郎	菰野
山中 義彦	鈴鹿
坂本 照夫	名張

氏 名	支 部
和田 信幸	津
中垣 和穂	伊賀
棚瀬 裕貴	菰野
成地 正義	紀南

氏 名	支 部
千種 要道	津
山田 倫央	紀南
中西 猛	伊勢
大形 正人	志摩

氏 名	支 部
前川 寛也	紀南
森 孝弘	名張
森下 敦司	伊賀

合計15名

令和6年度中 獣銃等講習会開催予定表

三重県公安委員会

初心者講習

開催場所	開催日	申込書送付期日	時間
三重県津庁舎	令和6年8月2日(金)	令和6年7月26日(金)	午前9時00分 ～ 午後5時00分
	令和7年2月7日(金)	令和7年1月31日(金)	

- 開催場所は、三重県津庁舎です。
- 講習当日は、6階大会議室前において受付をします。
- 受付時間は、午前8時30分から午前8時55分までです。受付時間に遅刻した者については、原則として受講を認めませんので、遅れないようにしてください。

経験者講習

開催場所	講習月日	受講申込締切日	開催場所	講習月日	受講申込締切日
三重県四日市庁舎	2/9(金)	2/2(金)	三重県伊勢庁舎	3/1(金)	2/22(木)
	6/7(金)	5/31(金)		6/21(金)	6/14(金)
	11/8(金)	10/31(木)		9/20(金)	9/12(木)
三重県津庁舎	4/5(金)	3/29(水)	三重県尾鷲庁舎	5/24(金)	5/17(金)
	7/5(金)	6/28(金)	三重県熊野庁舎	10/4(金)	9/27(金)
三重県松阪庁舎	4/19(金)	4/12(金)	三重県伊賀庁舎	5/10(金)	5/1(水)
	9/6(金)	8/30(金)		11/29(金)	11/22(金)
	12/13(金)	12/6(金)			

◎講習会の時間は、各会場とも9:00～12:00

◆休日開催◆

受講申込書には、「午前の部・午後の部」の別を必ず記載してください。

開催場所	講習月日	時間	受講申込締切日
三重県津庁舎	10/27(日)	午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:00	10/21(月)

- 1.受講希望者は、写真1枚、受講手数料3,000円(三重県証紙)を持参して、住所地を管轄する警察署に、受講申込書を提出してください。
- 2.講習当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時55分としますので遅れないようにしてください。

獣銃等所持者の皆さんへ

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成26年11月28日に公布、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成27年1月30日に公布されました。主な改正点は次のとおりです。

1 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行う事ができるようになりました。

7 同居親族書の提出を求める場合の拡大

教習資格認定申請時には提出不要であった「同居親族書」の提出を求めるごとにされました。(その後1年以内の所持許可申請時の提出は省略できます。)

2 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げ、年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げられました。

8 申請書等の本籍地欄の削除

申込書、証明書等、射撃指導員指定申請書等から本籍地を削除することされました。

3 災害により許可済獣銃を亡失した者等についての獣銃の許可の基準の特例を規定

災害により許可済獣銃を亡失した者等についての獣銃の許可の基準の特例が定められました。

9 診断書の作成主体の追加

申請時に添付する診断書の作成主体は、精神保健指定医、精神科等を標榜して2年以上精神障害の診断等に従事した経験を有する医師とされていましたが、かかりつけ医(過去に申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師)が追加されました。診断書は作成日から3か月間は繰り返し申請書に添付できることとされました。

4 申請書の提出通数の削減

獣銃等講習受講申込書、技能講習受講申込書等、2通の提出が必要とされていたものについては、1通の提出でよいこととされました。

10 道路交通法上の認知機能に関する検査

道路交通法上の認知機能に関する検査は、更新申請期間(誕生日の2月前から1月前)までに受けた場合は、銃刀法上の認知機能検査を省略できるとされていましたが、誕生日の5月前から1月前までの間の道路交通法上の認知機能に関する検査を有効とされました。

5 添付する写真枚数の削除

獣銃等講習受講申込時には、写真2枚の提出が必要でしたが、1枚の提出でよいこととされました。技能講習受講申込時には、写真の提出を求めません。

6 申請書の添付書類の省略

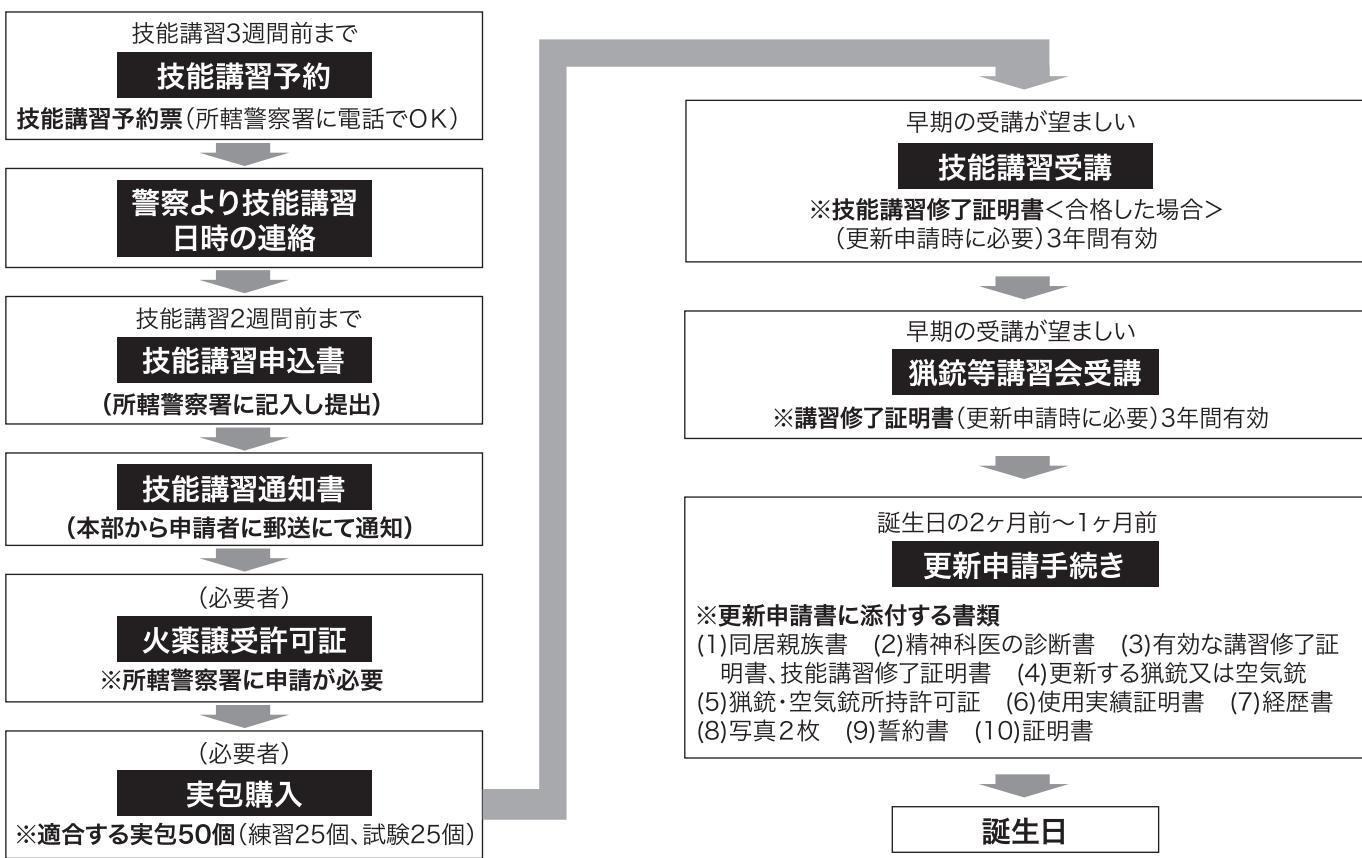
現に獣銃等の所持許可を受けている者が、新たに許可申請又は更新申請を行う場合、申請書の一部を省略できることとされました。

詳しい内容については、警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲担当係又は警察署生活安全課銃砲担当係にお問い合わせください。

三重県警察本部

銃刀法改正に伴い、技能講習受講が必要になりました。 早めの更新手続きの準備をお勧めします。

銃の更新手続きの流れ



技能講習と狩猟前練習

	技能講習	狩猟前練習
対象者は?	猟銃を所持している方です。	「狩猟」目的で猟銃を所持している方です。
どの猟銃で実施すればいいの?	銃の種類(ライフル銃・ライフル銃以外の猟銃)ごとに実施します。 (例)散弾銃(単身自動)1丁と散弾銃(上下二連)1丁の合計2丁を所持する場合は、ライフル銃以外の猟銃の技能講習を、所持するいずれかの散弾銃で実施します。	狩猟において用いる各猟銃で実施します。 (例)散弾銃(単身自動)1丁と散弾銃(上下二連)1丁の合計2丁を狩猟において用いる場合は、それぞれの散弾銃で狩猟前練習を実施します。
いつ実施すればいいの?	銃刀法が改正された平成21年12月4日現在に所持していた猟銃は、それぞれ1回目の更新時には技能講習修了証明書が不要です。 法改正後2回目の更新からは技能講習修了証明書が必要になってきますので、それぞれ更新等にあわせて計画的に実施してください。	狩猟期間内に初めて猟銃を使用して狩猟する前に実施してください。 おおむね9月以降に行うように努めてください。
どのくらいの頻度で実施すればいいの?	技能講習を修了すると3年間有効な技能講習修了証明書が交付されますので、原則として3年に1度受講していただきます。	毎年狩猟前に実施するよう努めてください。
警察署への申込みは必要な?	住所地を管轄する警察署で技能講習の申込み等の手続をしていただきます。直接射撃場に行っても受講できません。	警察署への申込みは不要です。 狩猟前練習の実施の有無については、帳簿で確認をします。
使用する実包はどのように入手したらいいの?	公安委員会発行の猟銃用火薬類等譲受許可証にて譲り受けるか、狩猟・有害鳥獣駆除のための無許可譲受票で譲り受けることも可能です。	公安委員会発行の猟銃用火薬類等譲受許可証にて譲り受けるか、狩猟・有害鳥獣駆除のための無許可譲受票で譲り受けることも可能です。
実施しなかったらどうなるの?	現在所持する猟銃の更新や、追記で猟銃を所持することができなくなります。	本規定を遵守しようとする努力を怠っている場合は行政処分の対象となります。

◎ 射撃場に行くときの注意事項

※1 三重県上野射撃場で使用できる散弾銃の実包は、トラップ射撃が7.5号以下、スキート射撃が9号以下です。 ※2 射撃場ではシーティングベスト(狩猟用ベスト)を着用しましょう。

※3 射撃場に行く前に、スリング、負革等ははずしておいてください。

猟犬による咬傷事故の連續発生

猟犬による重大な咬傷事故が、毎年のように発生しています。ハンターにとって猟犬は大切なパートナーとして、狩猟になくてはならない存在ですが、人に咬みついて負傷させてしまうと、被害者には、精神的な恐怖心と身体に重大な傷を負わせてしまいます。猟犬を飼育するには責任をもって、猟犬の躾、法に定められている狂犬病予防接種、犬の登録の徹底をお願いします。

令和3~5年 猟犬咬傷事故発生状況

事故発生日	自・他損	支部	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
3.3.6	他損	鳥羽	狩猟	犬噛付き	鹿・猪	猟犬が獲物を追っていった先で、旅館近くにいた子供を含む観光客7人に咬みつき負傷させた
4.12.10	他損	紀北	狩猟	犬噛付き	鹿・猪	猟犬が、シダの中にいた女性を動物と間違えて頭に咬みつき負傷させた
5.5.15	他損	度会	有害	犬噛付き	鹿・猪	猟犬が林道において、散歩中の女性の耳に咬みつき負傷させた

猟犬飼育の心構え

- ①人やペット家畜等に危害を加える可能性のある猟犬を山で使わない。
- ②日頃から猟犬とふれあいを持ち、人との正しい関係性を構築する。
- ③猟犬が勝手な行動をとらないように、普段から犬とのコミュニケーションを取り猟犬をコントロールする。
- ④常に猟犬の行動を把握できる通信機器(GPS等通信機器)を装着するのが望ましい。
- ⑤コントロールできない頭数を使わない。
- ⑥グループ猟の場合もグループ全体の責任と考える。
- ⑦猟場に入る前に周辺の状況を把握する。山や林道に人がいるか。
- ⑧民家近くで猟をする場合は、十分に注意をして猟犬が民家周辺に近寄らないよう、監視する人間を配置するのが望ましい。
- ⑨猟をする場所に有害実施中、狩猟中等注意を促す看板を設置する。

犬の登録、狂犬病の予防注射を受けましょう！

狂犬病予防接種・犬の登録義務を違反すると、各々に対して20万円以下の罰金が科せられます

- 第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。
- 第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。



(参考)狂犬病予防法

狂犬病 (日本大百科全書)

いったん発病すると中枢神経が侵されて数日間で死亡する疾患。人獣共通感染症の一つで、恐水病 hydrophobiaともよばれ、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)では4類感染症に分類されている。また、日本では従来、イヌのみが狂犬病予防法の対象であったが、1999年(平成11)からネコ、アライグマ、キツネ、およびスカンクも輸出入検疫が実施されることになった。これは日本を含むごく一部の国を除いて、世界各地で現在なおイヌやネコ、その他の野生動物の間で流行がみられ、狂犬病にかかっている病獣による被害者や死者者が多数報告されているからである。

令和4年度 三重県における事故発生状況一覧

令和5年3月31日現在

事故発生日	自・他損	支部	獣種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
4.5.10	自損	松阪	有害	転倒	アライグマ	河川敷にて止め差し後、檻が川底に引っ掛かり、外そうと川に飛びこんだところ滑って転倒し負傷したもの
4.5.16	自損	名張	有害	転倒	鹿	わな設置中に斜面で足を踏み外して転倒し負傷したもの
4.6.20	自損	度会	有害	マダニ咬傷	鹿・猪	わなの見回り中、マダニに刺されたもの
4.8.2	自損	名張	有害	転倒	鹿	止め差し中、木の枝に足を取られて転倒し負傷したもの
4.10.1	自損	南伊勢	有害	マダニ咬傷	鹿・猪	箱わなの見回りを済ませて帰宅後、マダニに咬まれていることに気が付き取り除いたがその後発症があった
4.10.7	自損	南伊勢	有害	猪逆襲	猪	わなにかかった猪に止め差しをしようとした所、ワイヤーが切れて襲われ負傷したもの
4.11.9	自損	鳥羽	有害	自己不注意	鹿・猪	わなの設置場所を探そうと歩いていたところ、高い所から降りる際足を滑らせて負傷したもの
4.12.4	自損	紀南	狩猟	滑落	猪	斜面で猪が現れ、慌てて発砲したところ滑って転倒、そのまま滑落して負傷したもの
4.12.11	自損	伊勢	有害	転倒	鹿・猪	山中を移動中、木の根に躊躇転倒し負傷したもの

狩猟事故共済事業について

大日本獣友会では、構成員が狩猟行為中に発生した、人身に対する事故又はこれ以外の事故であって銃砲刀剣類所持取締法(以下「銃刀法」という)に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む)によって発生した他人の人身に対する事故(以下「共済事故」という)について、共済金給付事業を行っています(規約の詳細は、日獣会報に掲載されております)。事故は予期しないときに発生します。特に銃器が絡んだ事故は悲惨な結果をもたらし、当事者やその家族などに対し、精神的・経済的にも大きな負担となります。

出猟に際しては、無事故無違反を心がけ、事故防止に細心の注意を払っていただくことは、狩猟者の基本的義務であります。また大日本獣友会が配布している帽子とベストを着用することが義務付けられています。帽子・ベストを着用することにより、猟野でのお互いの位置関係が良くわかり、獲物との誤認防止にも役立ちます。

万が一、事故が発生したら、支部獣友会を通じて30日以内に県獣友会事務局までご連絡ください。 ※30日を越えると遅延理由が必要となります。

※次ページの「事故発生概況報告書」はコピーしてお使いください。

総務省東海通信局からのお知らせ

~外国規格の無線機は使用できません!~

近年電波法に規定する技術基準に適合しない外国規格の無線設備を利用し、他の無線設備に妨害を与える事例が発生しています。

「FRS」「GMRS」といった外国規格の無線機がインターネット等で販売されていますが、これらは電波法に規定する技術基準に適合していないため、国内では使用できません。

東海管内(岐阜・静岡・愛知・三重)におきましても、外国規格の発信器(ドッグマーカー)で使用される周波数の電波が確認されています。無線設備を使用する場合は、必ず技術基準適合の表示(技適マーク)があることを確認の上、デジタル簡易無線局や免許の不要な特定小電力トランシーバー等を使用してください。

合法な狩猟用発信器(ドッグマーカー、罠用発信器)

ドッグマーカーや罠用発信器を購入・使用される場合は、技術基準に適合していることを証明する「技適マーク」があるか確認しましょう。このマークのない狩猟用発信器を使用している場合は、電波法に違反しているおそれがありますので、ご注意ください。

また、狩猟用発信器には、アマチュア無線の周波数帯を使用するものもありますが、このような機器はアマチュア無線局としては免許されません。



技適マーク
(現行)



事故発生概況報告書

年 月 日

都道府県
獣友会

一般社団法人 大日本獣友会長 殿

住 所	
氏 名	(印)
所属・番号	地区(支部) 番
年 齢	才 獣経験 年
電 話 番 号	自宅: 携帯:
会 員 種 別	① 一種銃獣 ② 二種銃獣 ③ わな ④ 網

狩猟事故共済普通保険約款第22条の規定により、下記の通り事故発生概況を報告します。

※印の項目は該当事項を○で囲む。

1. 事故種別 (※2区分とも選択)	[① 他損 ② 自損 ③ 疾病] [① 一般狩猟 ② 有害捕獲 ③ 指定管理事業 ④ 射撃練習]
2. 事故発生日時	年 月 日 ※(午前・午後) 時 分
3. 事故発生場所	
4. 被害者 (他損事故の場合のみ) (記入してください)	住 所 氏 名 年令 被害者 ① 構成員である ② 構成員ではない
5. 服裝 (配布ベスト又は帽子着用の有無等)	事故者 ※[① ベスト着用 ② 帽子着用] 被害者 ※[① ベスト着用 ② 帽子着用] 被害者が会員の場合のみ
6. ハンター保険 加入会社名	保険会社名: (他損の場合:担当者名 TEL)
7. 事故発生状況	(なるべく詳しく記載して下さい。必要に応じ、詳細別紙、新聞記事等を添付して下さい。)
8. 事故を説明 できる者	※[① 同行者 ② その他 ()] 住所 氏名 (印) TEL
9. その他参考事項	

上記の通り報告します。

獣友会 地区獣友会(支部)	都道府県獣友会 会長
(印)	(印)

〔注〕1. この報告書は、事故が発生した日から30日以内に提出してください。

30日超となる場合は、遅延理由書(様式08)を併せて提出してください。

2. 本人死亡の場合は、その遺族が報告者となり、本人との続柄を付し記名押印してください。

3. 事故発生場所は市区町村名以下、山名や地名を記述してください。

4. 事故発生状況は第三者が事故内容を理解できるよう、詳細に記述してください。

狩猟者の守るべき要注意事項

狩猟禁止の場所

鳥獣保護区(特別保護地区を含む)、休猟区、公道、公園等、社寺境内、墓地、捕獲禁止区域
(指定の鳥獣のみ)

銃猟やわな猟の禁止

- | | |
|-----|---|
| 場 所 | ◎特定猟具使用禁止区域(指定猟具の使用禁止)
◎住居が集合している地域※
◎広場・駅など多数の者が集合する場所 |
|-----|---|

- | | |
|-----|----------------------|
| 時 間 | ◎日の出前、日没後
(銃猟に限る) |
| 方 向 | ◎人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶 |

※「住居が集合している地域」とは、判例(最高裁平成12年2月24日判決)によれば、次の地域は「住居が集合している地域」に該当するとされている。なお、これより人家がまばらな地域であっても、当該地域に該当する場合があるので注意すること。

……人家と田畠が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200m以内に人家が約10軒ある場合

土地所有者の承諾等

垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で狩猟や有害鳥獣捕獲などをする場合は、土地所有者(占有者)の承諾を得ることが必要である(法第十七条)。



※垣・さく・作物などがない土地であっても、他人の土地に立ち入って、自由に狩猟をする権利が認められているわけではない。他人の土地で狩猟をする場合には、土地所有者とトラブルを起こさないように、細心の注意を払う必要がある。土地の所有者等から狩猟しないようにという申し入れがあった場合は狩猟をしないこと。なお、国有林で狩猟をする場合には手続きが必要か確認し、必要な場合は森林管理署に入林手続き等を行なわなければならない。

有害許可・狩猟登録を受けられている皆さんへ

○捕獲獣の処理について

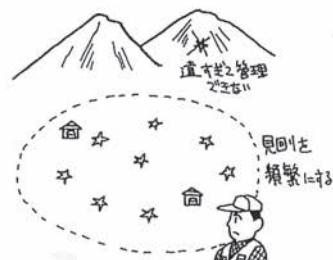
一般の方から、猪・鹿・猿などの死骸の不法投棄の連絡が役場へ寄せられています。捕獲した獲物の適正な処理(解体・土中埋設など)をよろしくお願いします。
*鳥獣の保護法及び狩猟の適正に関する法律



第18条の規定に違反した場合は30万円以下の罰金及び狩猟免許の停止となることがあります。

○わなの取り扱いについて

わなは、不適切な使い方をしたり、管理がおろそかになったりすると狩猟鳥獣以外の鳥獣を誤認捕獲してしまうおそれがあります。また、人間や獵犬に対しても思わぬケガをさせてしまうことがありますので、以下の注意事項を守りモラルをもった捕獲活動をお願いします。



1. 見える場所に標識の設置 2. 見回りの徹底

○獵犬の取り扱いについて

危害を及ぼすことのないように、所有する獵犬の管理には厳重な注意を払うこと(飼い主には管理責任がある)。山野に飼主不明の犬が増加し、それが野生化して、人に危害を及ぼしているという実態がある。狩猟中に愛犬が迷い犬にならないよう気をつけ、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪を必ず付けてください。



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による罰則一覧

安全で楽しい狩猟のためにルールを守りましょう。

鳥獣行政業務必携(2003)の第4章 通達関係のP471.7
免許処分(2)の規定を整理すると下記のとおりです。

違 反 形 態	適用条項	最 高 刑			狩猟免許 行政処分	備 考
		罰 則	懲 役	罰 金		
非狩猟鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等	8	83・1・1	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
鳥 獣 保 護 区 等 で の 捕 獲	8	83・1・2	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
狩 猎 期 間 外 捕 獲	8	83・1・2	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
狩 猎 鳥 獣 の 捕 獲 等 の 禁 止 又 は 制 限	12・1 12・2	84・1・4	6月	50万円	取 消	(未遂も同様)
特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟制限違反	14・2	84・1・4	6月	50万円	取 消	
指定獵法禁止区域での指定獵法使用	15・4	84・1・5	6月	50万円	取 消 (一部)	(未遂も同様)
使用禁止獵具(カスミ網)の所持・販売等	16・1 16・2	84・1・5	6月	50万円	取 消	
土 地 の 占 有 者 の 無 承 諾 捕 獲	17	85・1・2	—	50万円	効力停止	親 告 罪
捕 獲 鳥 獣 の 放 置	18	86・1・1	—	30万円	効力停止	
無 登 錄 飼 養	19・1	84・1・7	6月	50万円	取 消	
販 売 禁 止 (ヤマドリ) 無 許 可 販 売	23	84・1・5	6月	50万円	取 消	
違 法 捕 獲 物 の 輸 出 入 等	25・1 26	83・1・4	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収
違法に捕獲又は輸入した鳥獣の飼養、譲渡等	27	84・1・5	6月	50万円	取 消	
特 別 保 護 地 区 内 の 無 許 可 行 為	29・7	84・1・5	6月	50万円		
特 別 保 護 地 区 内 行 為 中 止 命 令 等 違 反	30・2	84・1・6	6月	50万円		
特 定 獵 具 使 用 禁 止 区 域 で の 特 定 獵 具 使 用	35・2	83・1・4	1年	100万円	取 消 (一部)	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
特 定 獵 具 使 用 制 限 区 域 で の 無 承 認 特 定 獵 具 使 用	35・3	84・1・5	6月	50万円	取 消 (一部)	(未遂も同様)
危 険 な 獵 法 (爆 発 物 等 の 使 用) の 実 行	36	83・1・4	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
夜 間 銃 獵 ・ 禁 止 場 所 (人 家 密 集 地 等) で の 銃 獵 等	38・1 38・2	83・1・4	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収(未遂も同様)
狩 猎 免 許 の 条 件 違 反	42	85・1・5	—	50万円	効力停止 (一部)	
免 許 者 住 所 变 更 無 届 等	46・1	86・1・5	—	30万円	効力停止	
無 登 錄 獣 獵	55・1	83・1・5	1年	100万円	取 消	獵具・獵獲物没収
登 錄 事 項 变 更 届 出 違 反	61・4	86・1・5	—	30万円	効力停止 (一部)	
狩 猎 者 記 章 の 着 用	62・2	86・1・6	—	30万円	効力停止 (一部)	
標 識 の 表 示	62・3	86・1・7	—	30万円	効力停止 (一部)	
詐 欺 に よ る 免 許 等 の 取 得	9・1・43 51・3・55・1 61・1	83・1・6	1年	100万円	取 消 (一部)	ただし、第9条第1項の許可は全部取消

登録証等を他人に使用させた者	9・7・9・8 37・6、 60	84・1・2	6月	50万円	取消 (一部)	ただし、第60条の登録証以外は全部取消
他人の登録証等を使用した者	9・7・9・8 37・6、 60	84・1・3	6月	50万円	取消 (一部)	ただし、第60条の登録証以外は全部取消
指定猟法許可証等を他人に使用させた者	15・11 24・5 35・12	85・1・6	—	50万円	効力停止 (一部)	ただし、第24条第5項の販売許可証は全部効力停止
他人の指定猟法許可証等を使用した者	15・11 24・5 35・12	85・1・7	—	50万円	効力停止 (一部)	ただし、第24条第5項の販売許可証は全部効力停止
獵区内無承諾捕獲	74	85・1・4	—	50万円	効力停止	
指定猟法禁止区域内等の標識の破損	15・13 28・9 29・4	86・1・3	—	30万円	効力停止	34・5 35・12 70・2
捕獲許可及び狩猟の虚偽の報告	9・12 66 75・1	86・1・2	—	30万円	効力停止 (一部)	ただし、第66条の狩猟の報告以外は全部効力停止
立入検査拒否等	75・2 75・3	86・1・9 86・1・10	—	30万円	効力停止	
狩猟免状、狩猟登録証及び許可証等の携帯・掲示拒否及び返納しない者	9・10・11 15・8・9 21・1	86・1・1	—	30万円	効力停止 (一部)	24・7・8 25・5 35・9・10 37・8・9 54 62・1 65

ニホンジカ、イノシシの捕獲制限等の緩和状況について (三重県)

	項目	～H18年度	H19年度～	H22年度～	H23年度～	H24年度～ H27年度	H28年度～ H29年度	H30年度
狩猟関係	ニホンジカ 捕獲制限 【特定】	1人1日当たり 1頭まで	1人1日当たり3頭まで 「オス1頭+メス2頭」又は「メスジカ」3頭	櫛田川以北： オスのみ 櫛田川以南： オス又はメス	県内全域：メスの地区制限解除	1人1日当たり 制限なし 但し、 銃猟については オス1頭まで	1人1日当たり 制限なし	
	イノシシ 捕獲制限		頭数制限なし					
	狩猟期間 【特定】	狩猟対象鳥獣　すべて 11月15日～翌年2月15日 (3ヶ月間) <省令>	ニホンジカ、 イノシシのみ 11月15日 ～3月15日			ニホンジカ、 イノシシのみ 11月1日 ～3月15日		
	くくりわな 【特定】		くくりわなの直径：12cm以内			ニホンジカ、イノシシのみ 直径12cm以下の制限解除 (但し、松阪市、大台町、大紀町、 紀北町、尾鷲市、熊野市を除く。)	くくりわなの 直径： 12cm以内	
有害鳥獣捕獲許可	ニホンジカ 許可頭数 許可期間 【鳥獣】	1許可当たり 3頭まで 1ヶ月間	必要頭数 3ヶ月間			必要頭数 7ヶ月間		
	イノシシ 許可頭数 許可期間 【鳥獣】	1許可当たり 3頭まで 3ヶ月間	必要頭数 3ヶ月間			必要頭数 7ヶ月間		
	サル 許可頭数 許可期間 【鳥獣】	必要数 6ヶ月間						

※【鳥獣】鳥獣保護管理事業計画による規制緩和。 【特定】特定鳥獣保護管理計画による規制緩和。

令和4年度

狩獵捕獲数と有害捕獲数

狩獵捕獲数

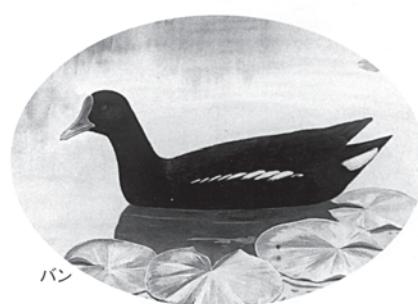
鳥類		獣類	
カモ類	1,355	ニホンジカ(オス)	2,030
キジ	292	ニホンジカ(メス)	2,756
キジバト	131	イノシシ	973
ヒヨドリ	78	タヌキ	17
カラス類	111	ノウサギ	2
スズメ類	249	ハクビシン	5
ヤマドリ	17	アナグマ	5
ムクドリ	11	キツネ	5
カワウ	6	アライグマ	31
ヤマシギ・タシギ	1	イタチ(オス)	13
コジュケイ	15	ヌートリア	0
その他の鳥類	0	その他獣類	4

有害捕獲数

鳥類		獣類	
カラス類	684	ニホンジカ(オス)	6,997
スズメ類	9	ニホンジカ(メス)	9,753
ドバト	449	ニホンジカ(性不明)	1,085
カワウ	292	イノシシ	5,283
ムクドリ	51	ニホンザル	1,110
ヒヨドリ	51	アライグマ	359
アオサギ	26	アナグマ	248
キジバト	2	タヌキ	299
カルガモ・マガモ	44	ハクビシン	456
カラス類の卵	488	イタチ	50
ドバト類の卵	24	ヌートリア	4
その他鳥類	355	その他獣類	11

狩獵鳥獣の指定の変更

令和4年度の狩獵期より、「バン」「ゴイサギ」の2種については狩獵鳥獣から指定が解除され、狩猟による捕獲が禁止されることとなった。



違法捕獲等の防止について

とらばさみや輪の直径(内径の最大長の直線に直角に交わる内径)が12cm(法第14条に基づき、第二種特定鳥獣に係る特例により緩和している場合は、緩和した直径の長さ)を超えるくくりわなを使用する猟法、犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項及び第2項に基づき規定する猟法は、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止又は制限されている。

メスジカの狩猟 による一斉捕獲を

令和6年3月3日(日)に実施します。

メスジカの一斉捕獲を実施して、農林業被害の軽減を図りますので、ご協力お願いします。
【三重県獵友会・三重県農林水産部獣害対策課】

網猟・わな猟に使用する猟具の標識について

必ず表示し取り付けましょう。<違反者は、効力停止(一部)>

- 標識は、金属製またはプラスチック製でなければなりません。
- 標識には、必要事項を一字の大きさが縦1.0以上、横1.0以上の文字で記載してください。
- 使用する猟具ごとに、見やすい場所に標識を取り付けてください。

▼狩猟期間中のもの(110円／送料別途必要)

登録番号	登録年度	年度
氏名		
住所		
電話番号	登録知事	知事

登録狩猟

※裏面に捕獲しようとする鳥獣の種類を明記してください。

- 使用できるわなは、30個以下と規定されています。
- 有害捕獲にも必ず標識を取り付けてください。
- 県猟で販売する標識は、狩猟期間中のもの・有害捕獲用のものがあります。
- 別途、送料が必要になります。

▼有害捕獲用のもの(220円／送料別途必要)

許可証番号	有効鳥獣	許可の有効期間	年
氏名		月	日
住所		年	
電話番号	捕獲等	月	日
許可権者		まで	

安全狩猟用帽子・ベストの配布、取り扱いについて

帽子・ベストの配布

1. 無償配布ではあるが、無償貸与【会員継続の場合、返納の必要がない】とする。
2. 無償貸与を受けた者は、獵友会を退会した場合、原則として返納すること。
3. 退会時に返納しなかった者が、再度獵友会に入会した場合、2着目となるので実費となる。

帽子・ベストの取り扱い

1. 新規会員……無償配布
2. 毁損・汚濁等により着用出来なくなった帽子・ベストの交換……有償交換
3. 紛失による再配布の場合……有償再配布
4. 会員以外の者に対する配布等…有償・無償を問わず配布しないこと。譲渡・売買はしないこと。
5. 上記2、3 の場合の有償交換の価格 ① 帽子 …… 1,000円
② ベスト …… 3,500円 (送料別途必要)
6. メッシュベストとメッシュ帽子の取り扱いは終了いたしました。

※ご注文いただいたてから日数がかかる場合があります。
令和3年度より価格が改定されました。

狩猟指導員に 温かいご支援を!

狩猟指導員は、42名が一般社団法人大日本獣友会長より委嘱されております。狩猟指導員はまったくのボランティアではありますが、貴重な時間をさいて猟野にて、狩猟の知識・マナーの指導に、また狩猟事故・違反の防止にと活躍されています。どうか、会員の方々のご協力と温かいご支援をお願いします。

狩猟指導員名簿

(任期:令和3年9月1日～令和6年8月31日)

支部	氏名	支部	氏名	支部	氏名	支部	氏名	支部	氏名
桑名	鈴木逸雄	津	和田信幸	松阪	玉野保夫	度会	荻田昭夫	紀南	下平義廣
いなべ	川井豊茂	津	服部勝	多気	深田和彦	大紀	中村晃	紀南	山田倫央
四日市	正岡茂	津	富田典亨	明和	田中孝司	名張	垣本佳之	紀南	坪内好
四日市	綿引利夫	津	田中孝夫	大台	久保忠巳	伊賀	小縣享	紀南	山崎高嗣
四日市	川井清正	津	赤塚啓一	伊勢	長岡良行	伊賀	上垣好男	紀南	仲森基之
菰野	棚瀬賢一郎	津	中島毅	伊勢	竹内昭也	伊賀	中西定夫	紀南	成地正義
菰野	棚瀬裕貴	松阪	山本務	志摩	上村角内	伊賀	中垣和穂		
亀山	佐野公俊	松阪	水本和雄	志摩	田畠博	尾鷲	森徹也		
鈴鹿	田中喜代隆	松阪	谷隆二	南伊勢	山本茂也	紀北	磯田喜作		

合計42名

三重県獣友会会員数の推移

令和5年3月15日現在

区分	S47年	S48年	S49年	S50年	S51年	S52年	S53年	S54年	S55年	S56年	S57年	S58年	S59年	S60年
網 甲														
わな	6,159	6,231	6,387	甲のみ3										
第一種 乙				甲乙 6,563	60	57	70	60	69	72	70	66	57	54
第二種 丙	76	63	60	35	57	45	50	58	65	52	42	36	42	36
合計	6,235	6,294	6,447	6,601	6,802	6,577	7,110	6,482	6,183	5,849	5,459	5,104	4,812	4,581
対前年比	100.9%	102.4%	102.4%	103.0%	96.7%	108.1%	91.2%	95.4%	94.6%	93.3%	93.5%	94.3%	95.2%	

区分	S61年	S62年	S63年	H元年	H2年	H3年	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年
網 甲														
わな	63	59	63	70	77	78	83	80	80	74	80	89	91	100
第一種 乙	4,230	4,069	3,913	3,792	3,636	3,560	3,448	3,344	3,238	3,135	3,024	2,968	2,817	2,725
第二種 丙	42	29	31	27	26	23	21	23	18	24	21	27	30	23
合計	4,335	4,157	4,007	3,889	3,739	3,661	3,552	3,447	3,336	3,233	3,125	3,084	2,938	2,848
対前年比	94.6%	95.9%	96.4%	97.1%	96.1%	97.9%	97.0%	97.0%	96.8%	96.9%	96.7%	98.7%	95.3%	96.9%

区分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
網 甲								1	2	3	3	3	2	3
わな	113	130	153	211	251	288	314	366	429	531	616	744	757	752
第一種 乙	2,630	2,540	2,447	2,400	2,302	2,217	2,147	2,074	2,001	1,916	1,798	1,648	1,550	1,468
第二種 丙	22	24	19	25	20	22	18	22	20	22	15	18	23	22
合計	2,765	2,694	2,619	2,636	2,573	2,527	2,479	2,463	2,452	2,472	2,432	2,413	2,332	2,245
対前年比	97.1%	97.4%	97.2%	100.6%	97.6%	98.2%	98.1%	99.4%	99.6%	100.8%	98.4%	99.2%	96.6%	96.3%

区分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
網 甲	5	1	1	1	0	1	1	2	1
わな	793	851	899	916	946	960	962	954	987
第一種 乙	1,405	1,375	1,324	1,312	1,285	1,193	1,187	1,152	1,110
第二種 丙	21	28	24	20	35	30	33	42	48
合計	2,224	2,255	2,248	2,249	2,266	2,184	2,183	2,150	2,146
対前年比	99.1%	101.4%	99.7%	100.0%	100.8%	96.3%	99.9%	98.4%	99.8%



キジの放鳥事業 をおこないました



キジ放鳥事業は、狩猟鳥獣の増殖の為に三重県獣友会の事業として実施しています。

令和4年10月21日、菰野支部は河川敷にて、亀山支部・伊勢支部・志摩支部は一般獵野へ、伊賀支部は子供たちと保護者の方々と共に阿山文化センターと旧大山田東小学校において、計110羽を放鳥いたしました。



実のなる木植栽運動は、野生鳥類の好む実のなる樹木の植栽・播種をすることにより鳥類の生息環境を改善し、保護する目的で実施されます。

令和5年2月24日に四日市支部は、四日市スポーツランドへ常緑ヤマボウシを、令和5年3月9日に志摩支部は、御座爪切不動尊境内へソメイヨシノを、令和5年3月25日に津支部は、津美里町水源の森ヘレモンを会員の方々の協力のもと植樹をいたしました。

散弾銃の空薬莢の 処分方法(ゴミの出し方)

○分類…金属ごみ

○出し方…外部から見えないよう空き缶等に入れ、透明または半透明の袋に入れて、「収集日当日の決められた時間までに」「決められた場所に」出してください。

※一般の方には、それが実弾か空薬莢かの区別が付かず、「弾が捨てられている」と通報される場合があるので、空き缶に入れるなど、外部から見えないようにしてから、金属ごみとして出してください。

三重県獣友会ホームページ リニューアルのお知らせ

一般社団法人三重県獣友会

豊かな自然と命を自分達で守る。

新着情報

惠まれた自然を守るために活動しています

狩猟や鉄砲所持の免許取得を支援しています。

059-228-0923

お知らせ 賀友会について 各種講習会 鉄砲店案内 射撃場案内

一覧を見る

豊かな自然に恵まれた三重の土地を、最高級の保護や育成の適正化によって守っています。

三重県獣友会について 入会のご案内

三重県獣友会では、狩猟および鉄砲所持に必要な免許の取得を支援する講習会を行っております。

各種講習会案内

狩猟・開拓・第一種猟師・第二種猟師それぞれの特徴を詳しく説明します。

狩猟開拓の講習会情報を見る

平素より当会のホームページをご覧いただき、ありがとうございます。2023年7月より、ホームページを大幅にリニューアルいたしました。スマートフォンやタブレット等のモバイル端末からも快適にページを閲覧いただけるよう、デザインやページ構成を刷新しております。

今後も会員の方々のお役に立つ情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

こちらのQRコードから
ご覧いただけます。



<https://mie-ryoyu.jp/>

無線機はルールを守って、 正しく使いましょう。



デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

- 個人的な通信や企業等における業務通信に使用可能です。
(狩猟、レジャー、有害鳥獣捕獲やイベント等の事業など様々な通信が可能です。)
- 無線従事者免許の取得が不要です。
- 簡単な登録手続きで使用が可能です。
- 通信相手に制限がありません。
- 無線機の登録人以外の使用（レンタル）が可能です。（要届出）
- 識別信号は無線機が自動で送出します。
(アマチュア無線のようにコールサインを音声で送出する必要はありません。)



※その他、山間部でも比較的つながり易い150MHz帯アナログ簡易無線（免許局）を使用できます。

簡易無線の使用にあたっての手続きについては、
東海総合通信局 無線通信部陸上課(電話052-971-9623)に
お問い合わせください。

社会貢献活動でアマチュア無線が使用できるようになりました。

- ボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。
(令和3年3月10日、電波法関係省令等の改正)
- これにより、鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にも、アマチュア無線が使用できるようになりました。
ただし次の事項に注意願います。

- 社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線は使用できません。
- 無線従事者免許と、アマチュア無線局免許が必要です。
- 通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインの送出が必要です。
- 使用区別（バンドプラン）を守ることが必要です。
- 電話用チャンネルを使用して下さい。なお、チャンネルは占有できません。

お問い合わせ先：

総務省 東海総合通信局 電波監理部監視調査課
TEL : 052-971-9472
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

詳しくは、電波利用
ホームページへ！



2022.4

マダニ媒介感染症に注意しましょう!



日本紅斑熱

症状 高熱・頭痛・筋肉痛・倦怠感

痒みや痛みのない全身に広がる皮膚の斑状発赤



↑吸血前の若虫
約1mm



↑吸血後の成虫
約5mm

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)

症状 高熱・消化器症状（嘔吐・下痢・腹痛・下血）・頭痛・筋肉痛・意識障害

<野山に立ち入る際の注意事項（マダニに咬まれないことが大切！）>

1. つばの付いた帽子、長袖、長ズボン、丈の長い長靴などを着用し、肌の露出を避けましょう。
2. 「イカリジン」や「ディート」という成分を含む虫除け剤に補助的な効果があると言われています。長く野山に立ち入る際は、使用上の注意に従い使用しましょう。
3. 野山に立ち入った後は、家の外で服や体をはたき、マダニを落としましょう。
4. 野山に立ち入った衣服は、すぐに洗濯するか、ビニール袋等に入れ、密封し保管しましょう。
5. 着替えや入浴の際に、吸血したマダニが体に付着していないか確認しましょう。
マダニは毛髪に覆われた部分、頸部や肩、背中、脇の下や下腹部、臀部など目が届きにくい場所を好んで吸血します。

<マダニに咬まれた時の注意事項>

1. マダニに咬まれたときは、マダニをつぶさないように頭部をピンセットではさんで、まっすぐ引き抜いてください。自分でとれないときや、マダニの一部が皮膚に残った時は最寄りの医療機関に相談してください。
2. 受傷後1週間程は体調の変化に注意してください。上記の症状があれば早急に医療機関を受診してください。

<マダニ媒介感染症>

1. 野山には原虫や細菌、ウイルスなどの病原微生物を保有するマダニ（数パーセントが保有するとされています）が生息しています。マダニに咬まれた後「日本紅斑熱」や「重症熱性血小板減少症候群」という疾患を発症する事があります。
2. 三重県では伊勢志摩地方を中心に年間50件程度の日本紅斑熱症例が報告されています。また2015年以降は重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の患者も発生しています。
3. これらの疾患の多くはマダニの活動時期に一致し、春から秋にかけて発生します。マダニに咬まれたことに気付かず発症する方もいます。
4. マダニに咬まれても、これらの疾患を発症する可能性は数パーセントに満たないと考えられますが、流行時期に上記の症状があれば、発症した可能性があります。医療機関を受診し、医師にマダニに咬まれた可能性があることを告げましょう。
5. 通常、人から人に感染することはありません。

◎問い合わせ先（詳細については下記連絡先にお問い合わせください）

所属名		電話番号
桑名保健所	健康増進課	0594-24-3625
鈴鹿保健所		059-382-8672
津 保健所		059-223-5184
松阪保健所		0598-50-0531
伊勢保健所		0596-27-5137

所属名		電話番号
伊賀保健所		0595-24-8045
尾鷲保健所	健康増進課	0597-23-3454
熊野保健所		0597-89-6115
四日市市保健所	保健予防課	059-352-0595
三重県医療保健部	感染症対策課	059-224-2712

※協力：伊勢赤十字病院

令和5年度三重県獣友会支部一覧表／構成員数内訳表

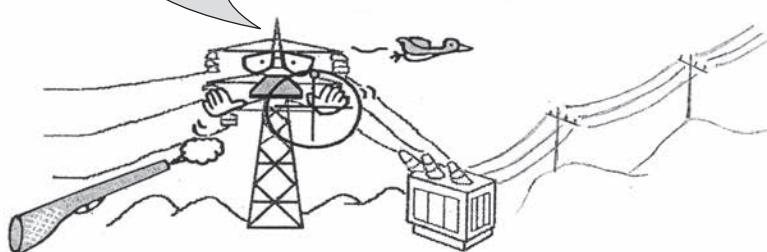
令和5年3月31日現在

支部名	支部長名	各 支 部 事 務 局		構 成 員 数 内 訳				計
		事 務 局	所 在 地	網 獵	わな 獵	第一種	第二種	
桑 名	伊 藤 善 行	伊 藤 善 行 宅	桑名市大福671-2		19	24	4	47
い な べ	近 藤 正 人	寺 尾 裕 介 宅	いなべ市藤原町坂本1052-1		19	53	2	74
四 日 市	正 岡 茂	株 式 会 社 鳥 清 内	四日市市富士町1-12-6		30	71	4	105
菰 野	棚瀬 賢一郎	棚瀬 賢一郎 宅	三重郡菰野町下村1678	1	22	28	2	53
鈴 鹿	脇 谷 賢 次	栗 須 竜 平 宅	鈴鹿市土師町580-1		4	51	4	59
亀 山	佐 野 公 俊	佐 野 公 俊 宅	亀山市小川町2314-1		34	41	1	76
津	黒 川 喜 信	和 田 信 幸 宅	津市片田新町41-2		163	139	6	308
松 阪	丸 尾 章 郎	松阪市役所農水振興課 農山村係	松阪市殿町1340-1		98	121	3	222
多 気	水 野 益 夫	多気町役場農林商工課内	多気郡多気町相可1600		27	15		42
明 和	西 川 和 衛	明和町役場農水商工課内	多気郡明和町馬之上945		2	13	1	16
大 台	久 保 忠 已	中 井 辰 德 宅	多気郡大台町弥起井473-8		35	33	4	72
伊 勢	杉 村 定 男	杉 村 定 男 宅	伊勢市大湊町1118-142		21	84		105
鳥 羽	岡 村 信 彦	岡 村 信 彦 宅	鳥羽市河内町490		22	29	1	52
志 摩	大 形 正 人	田 保 二 郎 宅	志摩市志摩町布施田2368-1		55	49	3	107
南 伊 勢	松 岡 繁	南建工業株式会社内	度会郡南伊勢町東宮3108		31	49		80
度 会	小 岸 仁 実	度会町役場産業振興課内	度会郡度会町棚橋1215-1		12	34	1	47
玉 城	山 本 一 朗	玉城町役場産業振興課内	度会郡玉城町田丸114-2		6	12	1	19
大 紀	中 西 辰 生	中 西 辰 生 宅	度会郡大紀町崎537		29	15	2	46
名 張	垣 本 佳 之	名張市役所産業部農林資源室內	名張市鴻之台1-1		57	38	4	99
伊 賀	中 垣 和 穂	伊賀市役所産業振興部農林振興課内	伊賀市四十九町3184		157	64	3	224
尾 鶯	森 徹 也	澤 田 純 宅	尾鶯市野地町5-24		21	19		40
紀 北	岡 橋 正 佳	岡 橋 正 佳 宅	北牟婁郡紀北町中里644-3		19	16		35
紀 南	仲 森 基 之	熊野市役所農業振興課内	熊野市井戸町796		104	112	2	218
※ 2種類以上の狩猟登録をした場合、会員種別は第1種、第2種、わな、網の順とする。					計	1	987	1,110
						48	2,146	



中部電力パワーグリッド

お願い。ぼくらを撃たないで!



発砲による電気設備の損壊が原因で停電することがあります。

送電線、配電線、変電所付近での発砲には、ご注意ください！

電気止め刺し

No.1 伸縮(くくり用)+固定(箱罠用)

45,650円 → 35,200円

止め刺し用ポーチ付 37,279円



見てネ!

YouTube
商品紹介動画



スリーブ ダブル ハーフ

自社生産



4mm用

内径4.5×9mm 単価 14.3円

L=9mm t=2.3mm

10個 143円

5mm用

内径5.7×11.5mm 単価 22円

L=12mm t=2.5mm

10個 220円

よりもどし

自社生産



引張強度
1,000kg

単価 110円

径13mm 10個 1,100円

くくり金具

自社生産



(厚み3.2mm) 単価 176円

4mm用 10個 1,760円

(厚み3.2mm) 単価 187円

5mm用 10個 1,870円

くくり金具(への字)

自社生産



単価 132円

10個 1,320円

締付防止ストッパー

自社生産



単価 66円

4~5mm

..... 10個 660円

ネジのみ 10個 50円

締付防止ストッパー ステンレス

自社生産



ステンなので耐用年数が長くお得!

4~5mm用 10個 1,650円

ネジのみ 10個 110円

ワイヤー止め

自社生産



4~5mm用 10個 825円

ネジのみ 10個 220円

ワイヤー止め ステンレス

自社生産



単価 165円

10個 1,650円

ネジのみ 10個 495円

日本で一番安い!

その他部品各種お取扱いあります。総合カタログ(130ページ)送付を希望の方はご連絡下さい。

※表示価格は全て税込価格となります。

商品代の他、消費税と送料・代引き手数料がかかります。ただし、税込22,000円以上お買い上げの場合は送料無料です。(離島は除く)

ワイヤー

4mmメッキ線 油ヌキ

お支払い金額

超々やわらかいワイヤー

6×30

PP芯・麻芯 100m
切断荷重 960kg～970kg



スリープダブル100個プレゼント
(1,980円相当)

8,800円

日本には無い当社オリジナル 足くくり部分に最適

6×19

PP芯 100m
切断荷重 1,200kg



6,380円

6×24

PP芯 100m
切断荷重 1,000kg



7,150円

新商品

7×24

100m



8,250円

スリープ シングル

自社生産



4mm用 内径5mm

L=11mm t=1.6mm

単価 11円

10個 110円

5mm用 内径6mm

L=11mm t=1.6mm

単価 19.8円

10個 198円

スリープ ダブル

自社生産



3カ所
カシメ

4mm用 内径4.5×9mm

L=16mm t=2.3mm

単価 19.8円

10個 198円

5mm用 内径5.7×11.5mm

L=20mm t=2.5mm

単価 29.7円

10個 297円

お問い合わせ
お問い合わせ

(有)日本一安い罠の店

〒879-5512 大分県由布市挾間町来鉢2996番地2

電話 097-583-6767

E-mail : info@nihonichi.info

FAX.097-583-6969

営業時間／8:00～18:00(日曜・祝日営業)

定休日／お盆休み・年末年始

HP : http://nihonichi.info

日本で一番捕獲率の高い罠です

ハヤブサシリーズは9ヵ月間で 25,000本売れてます

通常価格

5本セット 30,250円

10本セット + 1本サービス 60,500円

日本で一番
獲れる罠
ハヤブサシリーズ

ハヤブサニュータイプ



ハヤブサBタイプ



ハヤブサシシリック



YouTube
商品紹介動画



年間400頭以上捕獲する方のインタビュー動画ぜひ見て下さい!!

YouTube



阿比留さん



平川さん

表示価格は全て税込み価格です。その他送料、代引き手数料が別途必要です。
税込22,000円以上購入時は送料無料です。(離島は除く)

(有)日本一安い罠の店 TEL.097-583-6767

2023年10月発売予定

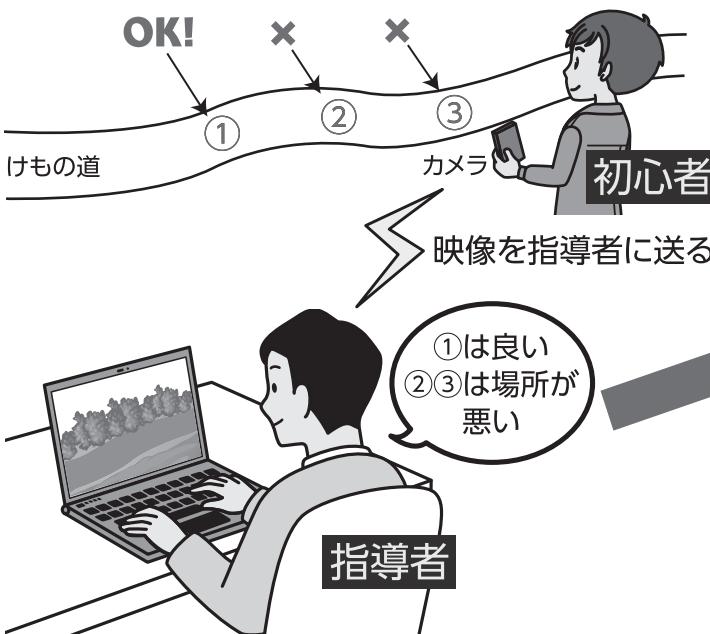
指導料=有料 日本初

新商品「みまわりくん」

年間400頭以上捕獲するベテラン猟師の代理です

罠の設置時

設置場所の選定



カメラ映像をリアルタイムで確認しながら、
奥、手前、右、左などを指導



指導者が現場を見て指導をする

初心者が30個の罠で
年間400頭捕獲の
技術を即修得できます

罠の設置後



現場に行かずに罠の空はじきや
捕獲状況が見られます。

空はじき
24時間管理
が出来ます!



ぜひ興味のある方はお問い合わせ下さい。090-8763-1515
社長が自信をもっておススメします。

(社長 三重野まで)

(有)日本一安い罠の店 TEL.097-583-6767

国立宇都宮大学：小寺祐二准教授 共同開発品

樹木固定式：鼻くくり罠

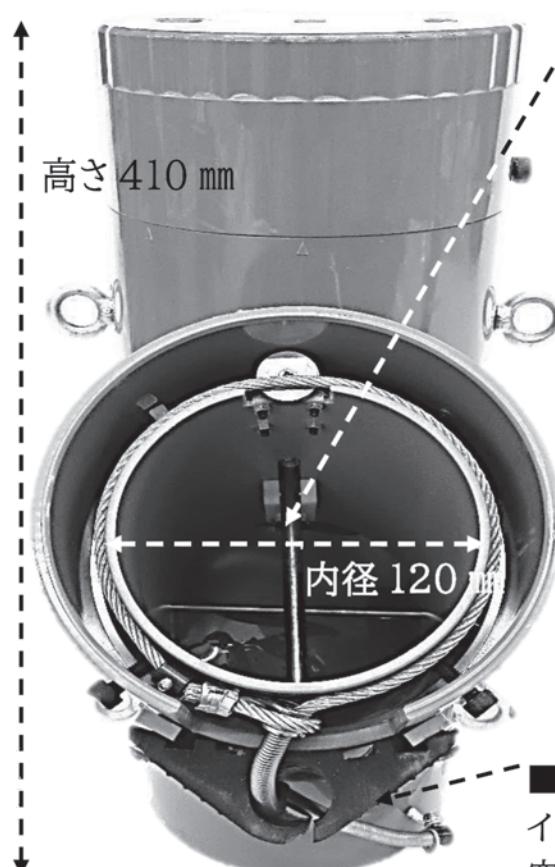


筒の中にエサを投入し、エサで誘引！

外径 140 mm



鼻先から 10 cmを括り、捕獲後のイノシシの暴れ行動を抑え込む



■筒内側の黒い棒(トリガー)を押し込むと、ワイヤーが作動し、鼻をくくります。

▼設置のイメージ



■ばねガード
イノシシによるイタズラ・噛みつきによる空弾きを減少します。

先ずは商品カタログ 2023 年度版を！TEL・FAXなどお気軽にお問合せ下さい。(定休日:土・日)

(株)鎌田スプリング鹿沼工場

TEL:0289-77-7517

FAX:0289-76-1286

〒322-0026 栃木県鹿沼市茂呂 812-9

信英式 シカ・イノシシ等の狩猟用、駆除に

ワイヤートラップ

新製品のご案内

登録番号3238221号



ワイヤーガイド部を改良しました！

Point

1 ワイヤーガイドを軽合金化で捕獲率大幅UP！

従来のワイヤーガイドは金属製のため錆びやすく可動部にトラブルが発生することがありました。また、金属や錆のにおいを野生動物に察知され捕獲率の低下につながっていました。そこで、新製品ではワイヤーガイド部を改良し金属から軽合金に変更しました！結果、捕獲率が飛躍的に上がりました。

軽合金に
変更しました！

Point

2 セットがより簡単に！

ワイヤーガイドの溝幅をより広くすることでクセのついたワイヤーでも簡単にセットできるようになりました。

溝幅を
広くしました！

クセのついた
ワイヤーでもOK！

12Cタイプ
対応

※下リング、ワイヤー、安全版は従来のものをご使用いただけます。

消耗品はつまようじだけ！

消耗品につまようじを採用することで地球環境にも配慮したくなり罠です。

動物の足跡から体重を判断し使用するつまようじの数を調整してください。



(有)信英精密

〒399-3701 長野県上伊那郡飯島町田切3239-151

TEL 0265-86-5209 FAX 0265-86-5375

携帯電話 090-3143-2430

<http://shineiseimitsu.co.jp>



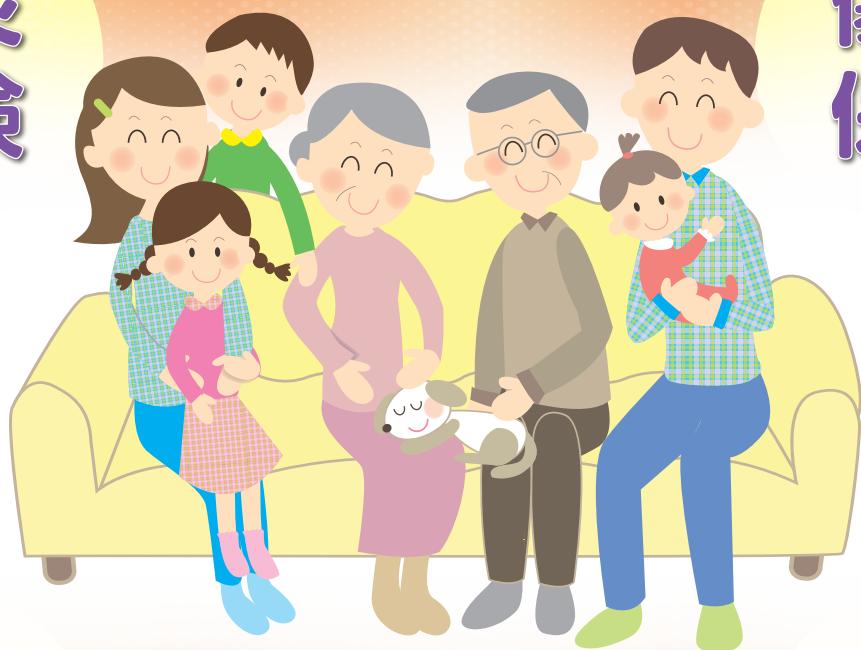
気持ちに余裕を持って狩猟に集中！

ハンター保険

保険加入は社会人としての
マナーです！

火災
保険

傷害
保険



自動車
保険

あなたを守る。
家族を守る。
社会を守る。

賠償
保険

保険各種取り扱っております。



損害保険ジャパン株式会社

ハンター保険の
お問い合わせは

稻掛保険事務所まで

TEL 059-228-5538 FAX059-228-5598

わなの見廻り負担軽減に

長距離無線式捕獲パトロールシステム

ほかパト



簡単に仕掛けられ、狙った獣を捕獲！

獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム

アニマルセンサー LITE ライト

特許第5696997号



株式会社 アイエスイー 0596-36-3805

〒516-0802 三重県伊勢市御園町新開 80 番地 大西ビル301号
E-mail : info@ise-hp.com / Web : <https://ise-hp.com>

